

県政調査計画書

平成26年10月2日

県議会議長 向笠 茂幸 殿

会派名・団長名 自由民主党神奈川県議会議員団 杉山 信雄

(署名又は記名押印) 公明党 神奈川県議会議員団 鈴木ひで

県政会 神奈川県議会議員団 山本 俊昭

県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	(調査団長) 古沢 時衛 (団 員) 山口 貴裕、原 聡祐、高橋 栄一郎、 あらい 絹世、国松 誠、しきだ 博昭、 木村 謙蔵 谷口 かずふみ、高橋 稔 馬場 学郎													
2 調査目的	鳥取県手話言語条例制定後における手話関連施策の状況等を調査し、今後の本県における施策推進の参考とする。													
3 調査期間	平成26年11月6日													
4 調査地	鳥取県													
5 調査項目	鳥取県は、全国に先駆け、昨年10月に鳥取県手話言語条例を制定して1年を経過した。先行県の取組状況を調査することにより、本県における手話関連施策推進に関する条例の制定やその推進の参考とする。 1 鳥取県手話言語条例の制定趣旨及びその特色について 2 条例化したことによる施策面での充実強化について 3 手話に係る計画の策定とその推進体制について 4 手話の普及に係る施策内容について 5 県議会での手話に関する取組状況について													
6 経費の概算額	<table border="0"> <tr> <td>一人あたりの議員旅費</td> <td>60,060</td> <td>円</td> <td rowspan="5">26.10.-2 収受 第 号</td> </tr> <tr> <td>内訳 交通費</td> <td>58,860</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>日 当</td> <td>1,200</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>60,060</td> <td>円</td> </tr> </table>	一人あたりの議員旅費	60,060	円	26.10.-2 収受 第 号	内訳 交通費	58,860	円	日 当	1,200	円	合 計	60,060	円
一人あたりの議員旅費	60,060	円	26.10.-2 収受 第 号											
内訳 交通費	58,860	円												
日 当	1,200	円												
合 計	60,060	円												

## 県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関	調査箇所及び調査内容
1	11月6日 (木)	■鳥取県	午前  午後	航空機  公共交通機関  公共交通機関  公共交通機関 航空機	(羽田空港→鳥取空港)  ■鳥取県庁・鳥取県議会 鳥取県手話言語条例の特色及びその 後の取組状況について  ■鳥取県東部聴覚障がい者センター 聴覚障害者に対する施策の実施状況につ いて  (鳥取空港→羽田空港)

## 県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	(調査団長) 古沢 時衛 (団 員) 山口 貴裕、原 聡祐、高橋 栄一郎、 あらい 絹世、国松 誠、しきだ 博昭、 木村 謙蔵 谷口 かずふみ、高橋 稔 馬場 学郎
---------	---

## 1 要領 2 (1) の基準への適否

区 分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員 1 人当たり 100 万円以内	議員 1 人当たりの経費は、60,060 円であり、基準を満たしている。	適
② 調査箇所	1 日につき午前及び午後それぞれ 1 箇所以上調査実施 移動日は 1 箇所以上調査実施	移動日について 1 箇所以上調査する行程となっている。	適

## 2 調査計画に対する審査所見

区 分	所 見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	本県議会では、「神奈川県手話言語条例（仮称）の制定を求める陳情」の提出を受けて審査している。 既に条例を制定している先行県における取組状況を調査することにより、本県での条例制定の必要性及び施策の充実等に関する検討の参考とする。
② 調査の実施時期が時宜を得たものか。	神奈川県手話言語条例（仮称）の制定等に関する検討を行う上では、時宜を得たものである。
③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。	鳥取県における手話言語条例の制定による効果やその取組状況を的確に把握するためには、具体的かつ詳細に調査及び聴取をすることが必要であり、現地に赴かなければ、その調査目的が達成できないものである。
③ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。	調査箇所、行程、経費等は県政調査実施要領の基準を満たしており、妥当である。